



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会社名 東京製綱株式会社
代表者 取締役社長 中村 裕明
(コード番号 5981 東証第1部)
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規
(TEL. 03-6366-7777)

当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社の取締役（但し、社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。）に対する現行の報酬制度を見直し、従前からの短期的な業績に連動した報酬に加えて、新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、取締役の報酬に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 217 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社取締役の報酬は、現在、固定的な報酬及び短期的な企業業績に連動した報酬とで構成されておりますが、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを設定することが当社グループの持続的成長にとって有益であるとの認識の下、現行の報酬制度を組み換え、固定的報酬、短期業績連動報酬に加え、新たに中長期の業績連動型として「業績連動型株式報酬」を組み込んだ新たな報酬制度（以下「新報酬体系」といいます。）を導入することといたします。
- (2) 新報酬体系の一部である本制度は、実際の報酬額が株価の影響を受けることから、株価が変動した場合のリスクとリターンについて株主の皆様と共有することとなります。
- (3) 本制度を含む新報酬体系の導入に際しては、社外取締役をメンバーに含む人事報酬委員会の妥当性検討を経て、取締役会にて導入を決議いたしております。
- (4) 本制度の導入は、本株主総会において本制度に係る議案の承認可決を得ることを条件といたします。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役に対し、役位及び現在推進中の中期経営計画「TCT-Focus2020」における業績指標の目標達成度に応じたポイントを付与し、取締役の退任時に在任中の累計ポイント数に応じて当社株式が交付される業績連動型報酬制度となっております。

本制度導入にあたり、当社は、取締役を受益者とする金銭を拠出する信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、当該信託が当社株式を取得し、対象となる取締役に株式を交付するという、役員向け株式交付信託の仕組みを採用します。

(2) 本制度の対象者

社外取締役を除く取締役を対象とします。

(3) 業績連動指標

付与ポイントに連動する業績の指標は「連結営業利益」を使用することとします。連結営業利益は中期経営計画「TCT-Focus2020」における主要指標の一つであり、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた諸施策の立案・遂行に責任を担う取締役の報酬決定の指標として相応しいものと判断いたしております。(なお、中期経営計画「TCT-Focus2020」終了後、本制度を継続する場合、付与ポイントに連動する業績の指標は「連結営業利益」とします。)

(4) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役に対し、本信託の期間中における株式交付規程に定める日に、役位及び直前に終了する事業年度における連結営業利益の目標達成度に応じて、次の算定式により算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり40,000ポイントを上限とします。

$$\text{[算定式]} \quad \text{役位別基準ポイント}^{\ast 1} \times \text{業績連動支給率}^{\ast 2}$$

(5) 株式の交付時期

当社株式を交付する時期は、取締役退任時といたします。

(6) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

①本信託の設定と金銭の拠出

当社は、本制度の施行にともない取締役に対して当社株式を交付するに必要な数量の当社株式を取得するため、その取得資金として本信託の期間(3年間)中に金228,000,000円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定いたします。

本信託は、当社が信託した金銭^{※3}を原資として、当社株式を、株式市場を通じて取得する方法、若しくは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

②本制度を継続する場合

当社は、取締役会の決議により本信託期間を延長し本制度を継続することがあります。

本制度を延長する場合、本制度の運営に必要な当社株式を追加取得するための資金として、延長

※1 役位別基準ポイントは、基本報酬額に、各取締役の役位に応じて定められた役位別掛率を乗じた金額を、本信託の保有する当社株式1株当たり帳簿価格で除して算出します。

※2 業績連動支給率は、連結営業利益の目標達成率に応じて設定することとし、0～200%の範囲内で設定します。

※3 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

した本信託の期間 1 年につき金 76,000,000 円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します（但し、係る追加拠出を行う場合であって、延長する前の本信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合、追加拠出の額は、延長する期間に 1 年あたり金 76,000,000 円を乗じた金額から、これら残存株式相当額及び残存金額を控除した額を上限とします。）。

また、本制度の継続を決定した場合、本信託が相応に延長されるとともに前記（4）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付は継続されます。

③本制度終了時

本制度の終了が確定し、本信託の期間満了を迎える場合であっても、株式交付条件を満たさない在任取締役がポイントを保持している場合、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の期間を延長することがあります。

（7）各取締役に対する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に 10.0※⁴（但し、当社株式が株式分割・株式併合等により交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的である場合には、係る分割比率・併合比率等に応じて必要な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行うこととします。

但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に替えて金銭で各取締役に交付します。

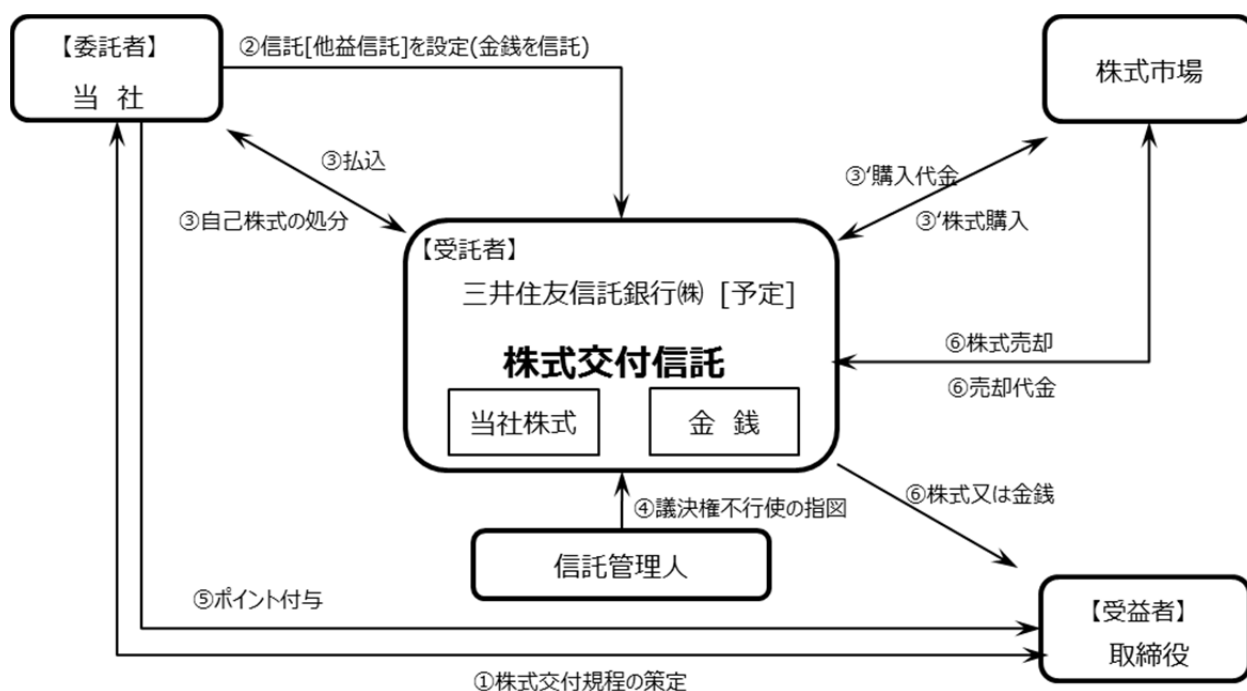
また、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に替えて金銭で交付することがあります。

（8）本信託の概要

- ①名 称： 役員向け株式交付信託
- ②委 託 者： 当社
- ③受 託 者： 三井住友信託銀行株式会社（予定）
- ④受 益 者： 取締役のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信 託 管 理 人： 当社と利害関係のない第三者を選定（予定）
- ⑥信 託 の 種 類： 金銭信託以外の金銭の信託 [他益信託]
- ⑦信託契約の締結日： 平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧金銭を信託する日： 平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨信 託 の 期 間： 平成 28 年 8 月（予定）から平成 31 年 7 月（予定）

※⁴ 平成 28 年 5 月 23 日付「単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表した平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として実施する株式併合により、各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に 1.0 を乗じた数となる予定です。

ア. 本信託の仕組み



- ①当社取締役会にて取締役を対象とする株式交付規程を策定します。
- ②会社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します。なお、信託設定に際し、会社から受託者に対し株式取得資金に相当する金銭(当該金銭は株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を信託します。
- ③受託者は将来的に交付が見込まれる数の会社株式を一括して取得します。なお取得方法は株式市場から取得する方法若しくは自己株式の処分による方法のいずれかとします。
- ④本信託の期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している個人若しくは法人とします。)を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、本信託の期間を通じ不行使の指図をします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、退任時に、本信託の受益者として、在任期間中に累積したポイントに相当する当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

イ. 本信託の設定

本定時株主総会で、本制度の導入についてご承認いただくことを条件として、当社は前記(7)に従って交付を行う上で合理的に必要と見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要な資金を拠出し、本信託を設定します。

本信託は、後記エのとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

ウ. 本信託の期間

本信託の期間は、平成28年8月から平成31年7月(予定)までの約3年間とします。但し、前記(6)のとおり、本信託の期間の延長を行うことがあります。

エ. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社の当社株式の取得は、前記(6)の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取

得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会でご承認いただいたのちに当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、本信託の期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が本信託の期間中に取締役が付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(6)の本定時株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

オ. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

カ. 配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

キ. 本信託終了時の取り扱い

本信託の終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会の決議により消却することを予定しております。

以上